

# 歌浦小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「歌浦小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## 1 歌浦小学校のめざす子ども像

「つよく」・・・心も体もたくましい子

「かしこく」・・・よく考え実行する子

「たくましく」・・・思いやりのある子

## 2 基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。そこで、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめ防止のために次の3点を基本方針として対策を講じていく。

- (1) いじめを防止するため、児童や教師の人権意識を高めるとともに、児童一人一人の自尊心を育む教育活動を推進する。
- (2) いじめの早期発見のために、指導体制・相談体制の充実を図る。
- (3) いじめの早期解決のために、組織的な対応を行うとともに、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

## 3 歌浦小学校いじめ対策委員会の設置

いじめ防止への組織的な取組を推進するため、次の機能を担う「歌浦小学校いじめ対策委員会」を設置する。

### 【歌浦小学校いじめ対策委員会】

#### (1) 目的

いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置等を組織的に行う。

#### (2) 構成員

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、必要に応じて担任や外部専門家、地域関係者

#### (3) 活動内容

- ① いじめ防止に向けた年間計画の作成を行う。
- ② いじめが発生した場合は、いじめ対策委員会が中心となって調査を行う。
- ③ いじめが発生した場合は、保護者・地域・関係機関との連携を図りながら、いじめ対策委員会が中心となり、組織的に対応する。

## 4 いじめの未然防止

いじめの問題においては、「いじめを生まない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そこで、以下のことに取り組み、校内指導体制の強化、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの育成を進めていく。

### (1) 望ましい学級集団づくり

学級経営の基本を望ましい集団づくりにおき、それぞれが自分の良さを発揮し、友達と支え合い

学び合い高め合える学級集団づくりをめざす。

(2) 自尊感情を高める学習活動の実現

教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むよう努める。

(3) 人権教育の充実

子どもたちが人の心の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を、すべての教育活動を通して育んでいく。

(4) 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図る。また、「いのちを見つめる強調月間」や「人権週間」等を活用していじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳の指導を実践する。

(5) 異年齢交流によるコミュニケーション力の育成

運動会や集会活動の中での縦割り活動を通して、お互いに認め合い、助け合う人間関係（コミュニケーション力）を育成する。

(6) 生活指導の充実

いじめに関する情報を全職員で共有することで、特定の職員が一人で抱え込むことなく、校長を中心に全職員で一致協力して指導する体制を確立する。

(7) 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」、 「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、 別添<参考資料>の活用や事例研究等の校内研修を実施することで、教師の人権感覚を磨いたり、いじめに気づく力や対応力の向上に努めたりする。

(8) 保護者との連携

懇談会等、様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなど、こまめに保護者に連絡したりすることで、日頃から保護者との信頼関係を築くように努める。

(9) P T Aや地域との連携

いじめの防止には、学校・P T A・地域の連携を深めることが大切である。このことを道徳授業の公開、あるいは学校支援会議や学校評議員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを理解してもらうために、広報活動を積極的に行う。

## 5 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期解決につながる。このため、日頃から児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く・広く保つ。また、いじめは教師や大人が気づきにくい所で行われ、潜在化しやすい。このことを踏まえ、アンケート調査や個人面談等を実施することにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に取り組んでいく。

### 【早期発見に向けて】

(1) 生活指導タイムでの情報交換

児童の様子を、担任をはじめ多くの職員で見守り、気づいたことを共有していく。また、いつでも情報を共有できるように「児童生徒理解支援システム」を活用する。

(2) アンケート調査や個人面談の実施

定期的なアンケート調査や個人面談、日記指導等により、児童の人間関係や悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示すことで、児童との信頼関係を深めていく。

① アンケート実施…6月、10月、2月

② 個人面談…6月, 10月, 2月

③ 校内に相談箱を設置…通年

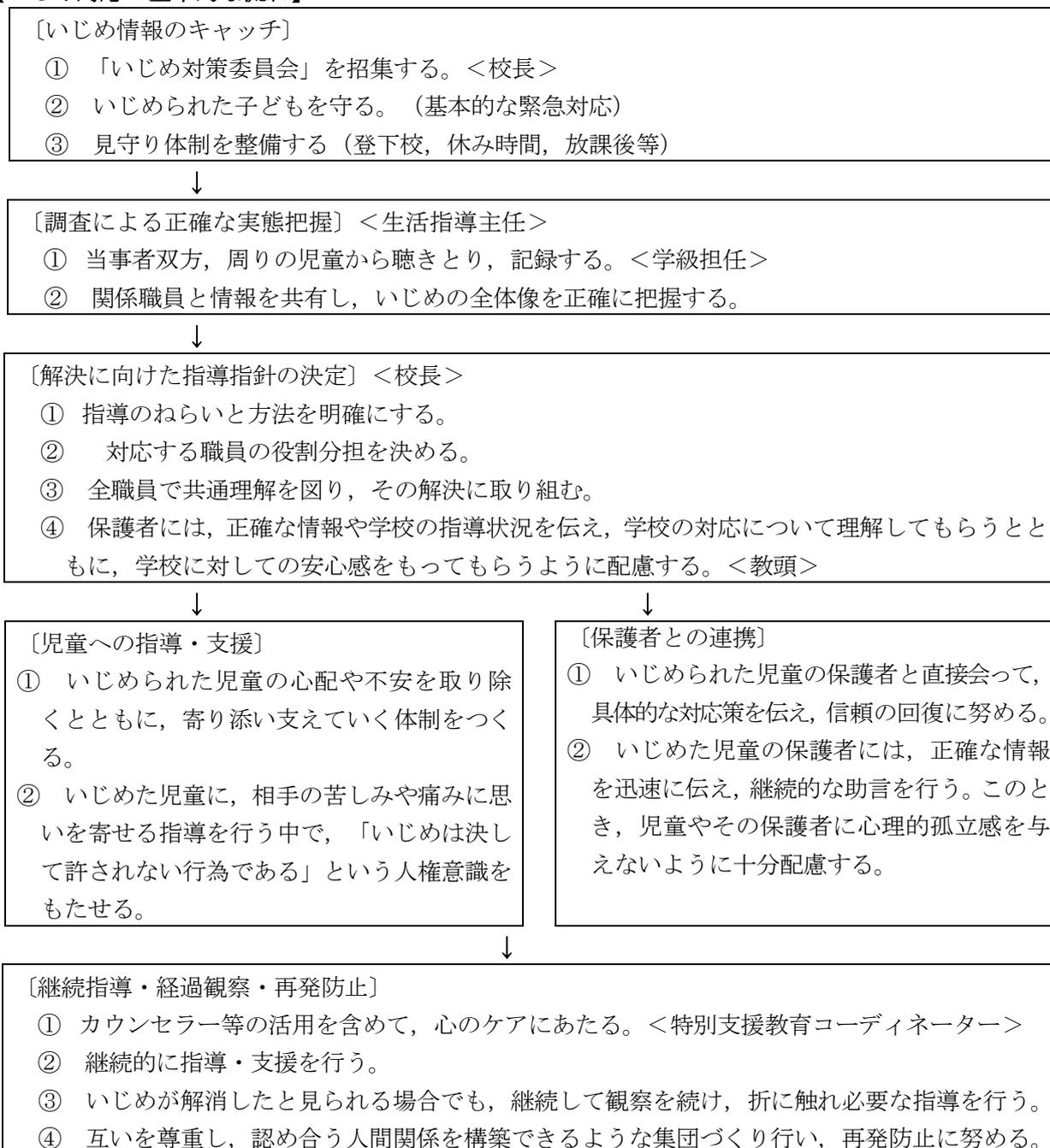
### (3) 学校支援会議での情報交換

児童クラブでの児童の様子, 地域での児童の様子等, 学校支援会議を通して情報を集め, 早期発見に努めていく。

## 6 いじめを認知した場合の対応

いじめの兆候を発見したときは, 問題を軽視することなく, 早期に適切な対応することが大切である。なお, いじめの事実が確認された場合は, いじめをやめさせ, その再発を防止するため, いじめを受けた児童とその保護者に対する支援, そして, いじめを行った児童とその保護者に対する助言を継続して行っていく。このとき, 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに, 事実を隠すことなく, 保護者と協力して対応する体制を整える。

### 【いじめ対応の基本的な流れ】



## 7 関係機関との連携

(1) いじめの実態に応じ、関係機関との連携を図る。

### 【教育委員会】

- 学校教育課 ○ 青少年教育センター

### 【関係機関】

- 子ども子育て応援センター
- 子ども女性障害者支援センター
- 青少年教育センター
- 警察
- 民生委員・主任児童委員
- スクールソーシャルワーカー

(2) 重大事態発生時の対応については、佐世保市教育委員会 学校教育課や青少年教育センターに指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。

※重大事態とは

- いじめにより身体に重大な傷害をおった場合
- いじめにより金品に重大な被害を被った場合
- いじめにより自殺を意図した場合
- いじめにより精神性の疾患を発症した場合

## 8 いじめ防止指導年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組んでいく。

4月	いじめ対策委員会を開催し、いじめ防止基本計画の確認
5月	いのちを見つめる日（全校朝会講話）
6月	いのちを見つめる強調月間、笑顔の集い、児童理解アンケート、児童個人面談
7月	保護者個別面談
8月	
9月	
10月	児童理解アンケート、児童個人面談
11月	
12月	人権週間、人権集会、保護者個別面談（希望者のみ）
1月	
2月	児童理解アンケート、児童個人面談
3月	基本方針及びいじめ対策委員会の取組を評価し、必要に応じて修正する。

### ※ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、啓発活動を行ったり、情報モラル研修会等を企画・実施したりして、いじめ防止に努める。